

福岡県公報

令和七年四月十一日
第五百八十七号
増刊
②

目次

再掲

○福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会事務局給与公平課) ……………一
○福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会事務局給与公平課) ……………八
○福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	(人事委員会事務局給与公平課) ……………六三
○平成二十八年改正条例附則第七条の規定による公安職給料表の経過的特例に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会事務局給与公平課) ……………六六
○福岡県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会事務局給与公平課) ……………六八
○福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(人事委員会事務局給与公平課) ……………七一
○外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡県職員の処遇等に関する条例の施行規則の一部を改正する規則	(人事委員会事務局給与公平課) ……………七二
○福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会事務局給与公平課) ……………七二
○福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則	(人事委員会事務局給与公平課) ……………七二
○福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会事務局給与公平課) ……………七二

再掲

○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(人事委員会事務局給与公平課) ……………七八
○福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令	(人事委員会事務局給与公平課) ……………七九

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和七年三月二十一日

福岡県人事委員会委員長 馬場 貞仁

福岡県人事委員会規則第八号

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則

第一条 福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則(昭和三十二年福岡県人事委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第八条の三第一号中「配偶者」の下に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を加える。

第九条を次のように改める。

第九条 給与条例の規定により新たに扶養手当の支給を受ける職員たる要件を具備するに至った職員は、扶養親族届(様式第一号)により、その旨を速やかに任命権者(認定を委任された者を含む。以下この条、第十条、第十一条の二、第十二条の五から第十二条の七まで、第十二条の十、第十二条の十四から第十二条の十六まで、第十二条の二十七、第十二条の三十三、第十二条の三十四、第十二条の三十七、第十二条の三十八、第十二条の四十一、第十二条の四十四及び第十五条の三において同じ。)に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があつた場合につ

いても、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、任命権者において扶養の事実等を認定することができ
る場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第十条第一項中「（認定を委任された者を含む。以下この条、第十一条の二、第十二条の五から第十二条の七まで、第十二条の十、第十二条の十四から第十二条の十六まで、第十二条の二十七、第十二条の三十三、第十二条の三十四、第十二条の三十七及び第十五条の三において同じ。）を削り、「前条」の下に「第一項」を、「ならない」の下に「。同条第二項に規定する場合においても、同様とする」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（扶養手当の支給の始期及び終期）

第十条の二 扶養手当の支給は、職員が新たに扶養手当の支給を受ける職員たる要件を具備するに至つた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が扶養手当の支給を受ける職員たる要件を欠くに至つた日（人事委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至つた日以降の日で人事委員会が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第九条第一項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

第十一条の三中「百分の十五」を「百分の十六」に改める。

第十二条の二第二号中「県職員給与条例第十二条第二項に規定する扶養親族で同条例第十三条第一項の規定による届出がされているもの、警察職員給与条例第十一条第二項に規定する扶養親族で同条例第十二条第一項の規定による届出がされているもの又は学校職員給与条例第十二条第二項に規定する扶養親族で同条例第十三条第一項の規定による届出がされているものに限る。」を「職員の配偶者で他に生計の途がなく

主として当該職員の扶養を受けているもの及び県職員給与条例第十二条第二項、警察職員給与条例第十一条第二項又は学校職員給与条例第十二条第二項に規定する扶養親族をいう。」に改め、「（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）を削る。

第十二条の四中「（同項第一号イに該当する職員を除く。）」を削り、「国家公務員又は他の地方公共団体の職員等であつた者から人事交流等若しくは公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号。以下「公益的法人等派遣法」という。）第十条第一項に規定する採用により引き続き」を「新たに」に改める。

第十二条の五に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、任命権者において居住の実情を認定することができ
る場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第十二条の六第一項中「前条」の下に「第一項」を、「ならない」の下に「。前条第三項に規定する場合においても、同様とする」を加える。

第十二条の九第一項を次のように改め、第二項を削る。

第十二条の九 住居手当の支給の始期及び終期並びに支給額の改定については、第十条の二の規定を準用する。この場合において、同条中「扶養手当」とあるのは「住居手当」と、「第九条第一項」とあるのは「第十二条の五第一項」と読み替えるものとする。

第十二条の十九第一項第三号、第十二条の二十第一項及び第二項各号中「平均一箇月当たりの通勤所要回数」を「一箇月当たりの平均通勤所要回数」に改める。

第十二条の二十二中「通常の通勤の経路及び方法による場合には公署を異にする異動又は在勤する公署の移転前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の」を「通勤の実情に」に改め、「認められるもの」の下に「（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）」を加える。

第十二条の二十二の三を次のように改める。

第十二条の二十二の三 削除

第十二条の二十二の六中「公益的法人等派遣法」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号。以下「公益的法人等派遣

法」という。）」に、「通常の通勤の経路及び方法による場合には当該適用前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなる等の通勤の実情の」を「通勤の実情に」に改め、「認められるもの」の下に「（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）」を加える。

第十二条の二十二の七中「次に掲げる職員」の下に「（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）」を加え、同条第一号中「でその利用が第十二条の二十二の三に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、「通常の通勤の経路及び方法による場合には当該復帰又は復職前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の」を「通勤の実情に」に改め、同条第二号中「でその利用が第十二条の二十二の三に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削る。

第十二条の二十三第三号中「平均一箇月当たりの通勤所要回数」を「一箇月当たりの平均通勤所要回数」に改める。

第十二条の二十五中「第十二条の九」を「第十条の二」に、「住居手当」を「扶養手当」に、「第十二条の五」を「第九条第一項」に改める。

第十二条の二十五の第二第一第三号中「退職」の下に「（職員が退職の日又はその翌日（当該翌日が日曜日、土曜日又は休日（勤務時間条例第十条に規定する休日を含む。以下この号において同じ。）に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の退職を除く。）」を加える。

第十二条の二十八中「県職員給与条例第十三条の五第一項及び第三項、警察職員給与条例第十二条の五第一項及び第三項並びに学校職員給与条例第十三条の五第一項及び第三項」を「県職員給与条例第十三条の五第一項、警察職員給与条例第十二条の五第一項及び学校職員給与条例第十三条の五第一項」に改める。

第十二条の三十一第一項中「任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員は、人事交流等若しくは公益的法人等派遣法第十条第一項に規定する採用により給料表の適用を受ける職員となつた者」を「人事委員会規則で定めるやむを得ない事情は、第十二条の二十八に規定するやむを得ない事情」に改め、同条第二項第一号中イを

削り、ロをイとし、ハをロとし、同項第七号中「国家公務員又は他の地方公共団体の職員等であつた者から人事交流等若しくは公益的法人等派遣法第十条第一項に規定する採用により引き続き」を「新たに」に改め、「事由発生に伴い」との下に「、」第十二条の二十八」とあるのを「前項」とを加える。

第十二条の三十三に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、任命権者において配偶者等との別居の状況等を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第十二条の三十四第一項中「ならない」の下に「。前条第三項に規定する場合においても、同様とする」を加える。

第十二条の三十六中「第十二条の九」を「第十条の二」に改め、「準用する」の下に「。この場合において、同条中「扶養手当」とあるのは「単身赴任手当」と、「第九条第一項」とあるのは「第十二条の三十三第一項」と読み替えるものとする」を加える。

第十二条の三十八を第十二条の四十五とし、第十二条の三十七の次に次の七条を加える。

（在宅勤務等手当てに係る実施場所）

第十二条の三十八 県職員給与条例第十三条の六第一項、警察職員給与条例第十二条の六第一項及び学校職員給与条例第十三条の六第一項の人事委員会規則で定める場所は、次に掲げる場所とする。

一 勤務時間条例第十六条第一項に規定する要介護者の住居

二 前号に掲げる場所に準ずる場所として任命権者が認めるもの

（在宅勤務等手当てに係る正規の勤務時間から除かれる時間）

第十二条の三十九 県職員給与条例第十三条の六第一項、警察職員給与条例第十二条の六第一項及び学校職員給与条例第十三条の六第一項の人事委員会規則で定める時間は、次に掲げる時間とする。

一 勤務時間条例第九条の第二第一項に規定する時間外勤務代休時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）又は県職員給与条例第十四条、警察職員給与条例第十三条及び学校職員給与条例第十四条に規定する祝日法による休日等若しくは年末

年始の休日等に割り振られた勤務時間（いずれも特に勤務することを命ぜられた時間を除く。）

二 休暇により勤務しない時間及び前号に掲げる時間のほか、勤務しないことにつき特に承認があつた時間

（一箇月当たりの在宅勤務等の平均日数を算出するための基礎となる期間）

第十二条の四十 県職員給与条例第十三条の六第一項、警察職員給与条例第十二条の六第一項及び学校職員給与条例第十三条の六第一項の人事委員会規則で定める期間は、三箇月とする。

（在宅勤務等手当に係る確認）

第十二条の四十一 任命権者は、在宅勤務等手当を支給する場合において必要と認めるときは、県職員給与条例第十三条の六第一項、警察職員給与条例第十二条の六第一項及び学校職員給与条例第十三条の六第一項に規定する勤務（以下この条において「在宅勤務等」という。）を行う場所、在宅勤務等を命ぜられた日数その他同項の職員たる要件を具備するかどうかの判断に必要な事項を確認するものとする。

2 任命権者は、前項の確認を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し在宅勤務等を行う場所等を明らかにする書類の提出等を求めるものとする。

（在宅勤務等手当の支給日等）

第十二条の四十二 在宅勤務等手当は、給料の支給日（以下この項において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに県職員給与条例第十三条の六第一項、警察職員給与条例第十二条の六第一項及び学校職員給与条例第十三条の六第一項の職員たる要件を具備するかどうかの判断に必要な事項の確認ができない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2 在宅勤務等手当の支給日前において離職又は死亡した職員には当該在宅勤務等手当をその際支給する。

3 職員がその所属する給料の支給義務者を異にして異動した場合におけるその異動した日の属する月の在宅勤務等手当は、その月の初日に職員が所属する給料の支給義務者において支給する。この場合において、職員の異動が当該在宅勤務等手当の支給日前であるときは、その際支給するものとする。

（在宅勤務等手当の支給期間等）

第十二条の四十三 職員が新たに県職員給与条例第十三条の六第一項、警察職員給与

条例第十二条の六第一項及び学校職員給与条例第十三条の六第一項の職員たる要件を具備すると認められた場合には、同項に規定する人事委員会規則で定める期間以上の期間、在宅勤務等手当を支給する。ただし、在宅勤務等手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くこととなつたと認められた場合においては、当該要件を欠くこととなつたと認められた月以後、在宅勤務等手当を支給しない。

（在宅勤務等手当支給調書）

第十二条の四十四 任命権者は、在宅勤務等手当の支給を受ける職員について在宅勤務等手当支給調書を備えなければならない。

第十三条の三第二項第一号中「勤務時間条例第九条の二第一項に規定する」及び「（以下「時間外勤務代休時間」という。）」を削る。

第十三条の六中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 在宅勤務等手当

第十五条の二第一項中「第一号」を削り、「勤務に従事した時間」を、「県職員給与条例第十九条の二第一項、警察職員給与条例第十八条の二第一項又は学校職員給与条例第十九条の二第一項の勤務に従事した時間」に改め、同条第二項第三号中「任期を定めて採用された職員」の下に「（以下「特定任期付職員」という。）」を、「又は」の下に「同条第三項の規定による」を、「給料月額」の下に「（育児休業法第十條第一項に規定する育児短時間勤務又は育児休業法第十七條の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）にあつては、福岡県職員の育児休業等に関する条例（平成四年福岡県条例第四号。以下「育児休業条例」という。）第十七條第一項の規定による給料月額。以下この号及び次項第三号において同じ。）」を加え、同号イ中「（育児休業法第十條第一項に規定する育児短時間勤務又は育児休業法第十七條の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）にあつては、福岡県職員の育児休業等に関する条例（平成四年福岡県条例第四号。以下「育児休業条例」という。）第十七條第一項の規定による給料月額）」を削り、同項第四号中「又は」の下に「同条第五項の規定による」を、「給料月額」の下に「（育児短時間勤務職員等）にあつては、育児休業条例第十七條第

一項の規定による給料月額。以下この号及び次項第四号において同じ。」を加え、同号イ中「（育児短時間勤務職員等にあつては、育児休業条例第十七条第一項の規定による給料月額）」を削り、同条第三項第二号の次に次の二号を加える。

三 特定任期付職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付職員条例第四条第一項の給料表の号給又は同条第三項の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

イ 六号給及び七号給並びに任期付職員条例第四条第三項の規定による給料月額
六千円

ロ 五号給 五千円

ハ 二号給から四号給まで 四千円

ニ 一号給 三千円

四 任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付研究員条例第五条第一項の給料表の号給又は同条第五項の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

イ 六号給及び任期付研究員条例第五条第五項の規定による給料月額 六千円

ロ 四号給及び五号給 五千円

ハ 二号給及び三号給 四千円

ニ 一号給 三千円

第十五条の二第四項中「県職員給与条例第十九条の二第二項の勤務をした後、引き続き同条第二項の勤務をした職員、警察職員給与条例第十八条の二第二項の勤務をした後、引き続き同条第二項の勤務をした職員及び学校職員給与条例第十九条の二第一項の勤務をした後、引き続き同条第二項の勤務をした職員には、その引き続き勤務に係る」を「次に掲げる場合には、」に改め、「支給しない」の下に「。この場合において、職員がした県職員給与条例第十九条の二第二項、警察職員給与条例第十八条の二第二項又は学校職員給与条例第十九条の二第二項の勤務は、それぞれ県職員給与条例第十九条の二第二項、警察職員給与条例第十八条の二第二項又は学校職員給与条例第十九条の二第二項の勤務とみなす」を加え、同項に次の各号を加える。

一 県職員給与条例第十九条の二第二項の勤務をした後、引き続き同条第二項の勤務をした場合、警察職員給与条例第十八条の二第二項の勤務をした後、引き続き

同条第二項の勤務をした場合及び学校職員給与条例第十九条の二第二項の勤務をした後、引き続き同条第二項の勤務をした場合

二 県職員給与条例第十九条の二第二項の勤務をした後、引き続き同条第一項の勤務をした場合、警察職員給与条例第十八条の二第二項の勤務をした後、引き続き同条第二項の勤務をした場合及び学校職員給与条例第十九条の二第二項の勤務をした後、引き続き同条第一項の勤務をした場合

第二十八条第一号中「定年前再任用短時間勤務職員」を「次号及び第三号」に、「百分の二百十」を「百分の三百十五」に、「百分の二百五十」を「百分の三百七十五」に改め、同条第二号中「百分の百」を「百分の百五十」に、「百分の百二十」を「百分の百八十」に改め、同条に次の一号を加える。

三 特定任期付職員 百分の二百六十二・五

附則第四項及び附則第五項を次のとおり改める。

（県職員改正条例附則第六条、警察職員改正条例附則第四条及び学校職員改正条例附則第四条の規定が適用される間の読替え）

4 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間におけるこの規則による改正後の福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則第八条の二、第八条の三及び第八条の四の規定の適用については、第八条の二中「県職員給与条例第十二条第一項及び警察職員給与条例第十一条第一項」とあるのは「福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年福岡県条例第二号）附則第六条の規定により読み替えられた県職員給与条例（以下「読替え後の県職員給与条例」という。）第十二条第一項及び福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和七年福岡県条例第十六号）附則第四条の規定により読み替えられた警察職員給与条例（以下「読替え後の警察職員給与条例」という。）第十一条第一項に規定する職務の級が行政給料表の八級以上に相当する職員として」と、第八条の三中「県職員給与条例第十二条第二項、警察職員給与条例第十一条第二項及び学校職員給与条例第十二条第二項」とあるのは「読替え後の県職員給与条例第十二条第二項、読替え後の警察職員給与条例第十一条第二項及び福岡県公立学校職員の給与に関する条例及び福岡県公立学校職員のへき地手当等に関する条例の一部を改正する条例（令和七年福岡県条例第十三号）附則第四条の規定により読み替えられた学

校職員給与条例第十二条第二項」と、第八条の四中「県職員給与条例第十二条第三項及び警察職員給与条例第十一条第三項」とあるのは「読替え後の県職員給与条例第十二条第三項及び読替え後の警察職員給与条例第十一条第三項」とする。

（行政職給料表の七級以上の職員に相当する職員）

5 福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年福岡県条例第二号）附則第六条及び福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和七年福岡県条例第十六号）附則第四条の規定により読み替えられた県職員給与条例第十二条第三項及び警察職員給与条例第十一条第三項に規定する職務の級が行政職給料表の七級以上に相当する職員として人事委員会規則で定める職員は、第八条の二及び第八条の四に規定する職員とする。

様式第一号を次のとおり改める。

様式第1号（第9条関係）

扶 養 親 族 届

				年 月 日提出			
任命権者 殿	勤務公署名						
	職 名		氏 名	(記名押印又は署名)			
福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則第9条第1項の規定に基づき次のとおり届け出ます。							
届出の理由 ☐ 1 新たに職員となつた又は新たに給与条例第 条の規定の適用の対象となつた ☐ 2 行8級以上職員等又は行7級職員等から降格等となつた ☐ 3 新たに扶養親族としての要件を具備するに至つた者がある ☐ 4 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある ※ 1・3・4については、行8級以上職員等にあつては子に係る事由が生じた場合に、行7級職員等にあつては配偶者以外の扶養親族に係る事由が生じた場合に、それぞれ限る。							
扶養親族 の氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別 (別居の場合は住所)	所得の種類	所得の年額 (見込)	届出事実の 発生日	届出の事由

記入上の注意

- 1 太枠内の項目は、職員において記入する。
- 2 「続柄」欄には、職員との続柄を(重度心身障がい者として届け出る場合は、その旨を併せて)記入する。
- 3 「所得の種類」欄には、給与所得、事業所得、不動産所得、年金所得等を記入し、所得の年額の算定は、届出時点の現状等を基礎として将来1年間について行う。
- 4 「届出の事由」欄には、届出の理由の3又は4に該当する場合にその事由(例えば婚姻、離婚、出生、死亡、就職、離職、満60歳以上等)をそれぞれ記入する。
- 5 届出の理由における「行8級以上職員等」は、行政職給料表の8級以上の職員及び第8条の2に規定する職員をいう。

				年 月 日受理			
認定事項	認定をしない場合は その氏名と事由						
	上記のとおり認定する。		年 月 日	決裁			
備考							

様式第五号一号紙の（裏）記入上の注意のうち「国家公務員又は他の地方公共団体の職員等から人事交流等若しくは公益的法人等派遣法第10条第1項に規定する採用により引き継ぎ」を「新たに」に改め、「、定年前再任用（暫定再任用を含む。）をれた者」及び「、再任用」を削る。

第二条 福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則（昭和三十二年福岡県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「又は行7級職等から登格等となつた」を「から行8級以上職等以外の職員となつた」に改め、「、行7級職等にあつては配偶者以外の扶養親族に係る事由が生じた場合に、それぞれ」及び「婚姻、離婚、」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は令和八年四月一日から施行する。

（県職員給与条例第十三条の二、学校職員給与条例第十三条の二及び警察職員給与条例第十二条の二の規定による地域手当の支給割合）

2 福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年福岡県条例第二号）附則第七条、福岡県公立学校職員の給与に関する条例及び福岡県公立学校職員のへき地手当等に関する条例の一部を改正する条例（令和七年福岡県条例第十三号）附則第五条及び福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和七年福岡県条例第十六号）附則第五条の規定により読み替えられた県職員給与条例第十三条の二第二項第三号、学校職員給与条例第十三条の二第二項第三号及び警察職員給与条例第十二条の二第二項第三号の人事委員会規則で定める割合は、百分の十四とする。（令和十年三月三十一日までの間における給与規則第十一条の三の規定による地域手当の支給割合）

3 この規則の施行の日から令和十年三月三十一日までの間におけるこの規則による改正後の福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則第十一条の三第一号の規定の適用については、同号中「百分の十六」とあるのは、「百分の十五」とする。

（単身赴任手当に関する経過措置）

4 この規則による改正後の福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則第十

二条の三十一第二項第七号の規定は、この規則の施行の日前に新たに給料表の適用を受ける職員となつた者にも適用する。

（扶養親族届及び単身赴任届に関する経過措置）

5 この規則の施行の際現にある旧書式による扶養親族届及び単身赴任届の用紙は、なお、当分の間、これを續つて使用することができる。

（福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

6 福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則（令和五年福岡県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

附則第三項の見出し並びに同項、附則第四項及び附則第五項を削り、附則第六項を附則第三項とし、附則第七項から附則第九項を三項ずつ繰り上げる。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和七年三月二十一日

福岡県人事委員会委員長 馬 場 貞 仁

福岡県人事委員会規則第九号

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年福岡県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「四」の下に「（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの又は第三十条の二各号に掲げる職員にあつては零）」を加える。

第三十条中「昇給抑制年齢超過職員」の下に「等」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（行政職給料表の七級以上の職員に相当する職員）

第三十条の二 県職員給与条例第七条第五項第二号及び警察職員給与条例第七条第四項

第二号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 医師職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が四級であるもの
 - 二 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が五級であるもの
 - 三 特定獣医師職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級であるもの
 - 四 公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの
- 別表第十八を次のように改める。

別表第18（第6条関係）

経験年数換算表

経歴の種類	職員の職務との関係	換算率	備考
国、地方公共団体、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間（常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。）	10割	
	その他の期間	10割以下	
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る。）		10割以下	
その他の期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	10割以下	
	その他の期間	2割5分以下	部内の他の職員との均衡を著しく失う場合は「5割以下」とすることができる。

備考 1 級別資格基準表又は初任給基準表に本表と異なる定をした場合は、その定によるものとする。

2 教育職員については、本表に掲げる換算率の「2割5分以下」を「5割以下」として適用することができる。

別表第三十一から別表第四十六までを次のように改める。

別表第31（第23条関係）行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給							
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	2
3	1	1	1	1	1	1	1	3
4	1	1	1	1	1	1	1	4
5	1	1	1	1	1	1	1	4
6	1	1	1	1	1	1	2	4
7	1	1	1	1	1	1	2	4
8	1	1	1	1	1	1	3	4
9	1	1	1	1	1	1	3	4
10	1	1	1	2	2	1		
11	1	1	1	3	3	1		
12	1	1	1	4	4	1		
13	1	1	1	5	5	1		
14	1	1	1	6	6	1		
15	1	1	1	7	7	1		
16	1	1	1	8	8	1		
17	1	1	1	9	9	1		
18	1	2	1	10	10	1		
19	1	3	1	11	11	1		
20	1	4	1	12	12	1		
21	1	5	1	13	13	1		
22	1	6	2	14	14	1		
23	1	7	3	15	15	1		
24	1	8	4	16	16	1		
25	1	9	5	17	17	1		
26	1	10	6	18	18	1		
27	1	11	7	19	19	1		
28	1	12	8	20	20	1		
29	1	13	9	21	21	1		
30	1	14	10	22	22	1		
31	1	15	11	23	23	1		
32	1	16	12	24	24	1		
33	2	17	13	25	25	1		
34	3	18	14	26	26	1		
35	4	19	15	27	27	1		
36	5	20	16	28	28	1		
37	6	21	17	29	29	1		
38	7	22	18	30	30	1		
39	8	23	19	31	31	1		
40	9	24	20	32	32	1		
41	10	25	21	33	33	1		
42	11	26	22	34	33	2		
43	12	27	23	35	34	2		
44	13	28	24	36	34	2		
45	14	29	25	37	35	2		
46	15	30	26	38	35	3		
47	16	31	27	39	36	3		
48	17	32	28	40	36	3		
49	18	33	29	41	37	3		

50	19	34	30	42	37	3		
51	20	35	31	43	38	4		
52	21	36	32	44	38	4		
53	22	37	33	45	39	4		
54	23	38	34	46	39	4		
55	24	39	35	47	40	4		
56	25	40	36	48	40	4		
57	26	41	37	49	41	5		
58	27	42	38	49	41	5		
59	28	43	39	50	41	5		
60	29	44	40	50	41	5		
61	30	45	41	51	42	5		
62	31	46	42	51	42	5		
63	32	47	43	52	42	5		
64	33	48	44	52	42	5		
65	34	49	45	53	43	5		
66	35	50	46	53	43	5		
67	36	51	47	54	43	5		
68	37	52	48	54	43	5		
69	38	53	49	55	43	5		
70	39	54	50	55	43	5		
71	40	55	51	56	43	5		
72	41	56	52	56	43	5		
73	42	57	53	57	43	5		
74	43	58	54	57	43			
75	44	59	55	58	43			
76	45	60	56	58	43			
77	46	61	57	58	43			
78	47	62	58	58	43			
79	48	63	59	58	43			
80	49	64	60	58	43			
81	50	65	61	58	43			
82	51	65	62	58	43			
83	52	65	63	58	43			
84	53	66	64	58	43			
85	54	66	65	59	43			
86	54	66	66	59	44			
87	55	67	67	59	44			
88	55	67	68	59	44			
89	56	67	69	59	44			
90	56	68	70	59	44			
91	57	68	71	59	44			
92	57	68	72	59	44			
93	58	69	73	59	45			
94		69	74	59	45			
95		69	75	59	46			
96		70	76	59	46			
97		70	76	60	47			
98		70	76	60				
99		71	76	60				
100		71	76	60				
101		71	77	61				

102		72	77	61				
103		72	77	61				
104		72	77	61				
105		73	77	62				
106		73	78	62				
107		73	78	62				
108		73	78	62				
109		74	79	63				
110		74	80	63				
111		74	81	63				
112		74	82	63				
113		75	83	64				
114		75	83					
115		75	84					
116		75	84					
117		75	85					
118		75	86					
119		75	87					
120		76	88					
121		76	89					
122		76	89					
123		76	90					
124		76	90					
125		76	91					
126		76	91					
127		77	92					
128		77	92					
129		77	93					
130		77	93					
131		77	94					
132		77	94					
133		77	95					
134			95					
135			96					
136			96					
137			97					

- 備考 1 昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。
2 職員を8級に昇格させた場合において、昇格後の職務が本庁（教育庁を除く。）の部長、会計管理者又は副教育長である場合のその者の昇格後の号給は、本表の昇格後の号給欄に定める号給にかかわらず、9号給とする。

別表第32（第23条関係）医師職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	1	2	1
23	1	3	1
24	1	4	2
25	1	5	2
26	1	6	2
27	1	7	3
28	1	8	3
29	1	9	3
30	1	10	3
31	1	11	4
32	1	12	4
33	1	13	4
34	2	14	5
35	3	15	5
36	4	16	5
37	5	17	5
38	6	18	5
39	7	19	5
40	8	20	5
41	9	21	5
42	10	21	5
43	11	22	5
44	12	22	5
45	13	23	5
46	13	23	5
47	13	24	5
48	14	24	5
49	14	25	5
50	14	25	5

51	14	26	5
52	15	26	5
53	15	27	5
54	15	27	5
55	15	28	5
56	16	28	5
57	16	29	5
58	16	29	5
59	16	29	5
60	17	30	5
61	17	30	5
62	17	30	5
63	18	31	5
64	18	31	5
65	19	31	5
66		32	5
67		32	5
68		32	5
69		32	5
70		32	5
71		33	5
72		33	5
73		33	5
74		33	
75		33	
76		34	
77		34	
78		34	
79		34	
80		34	
81		35	
82		35	
83		35	
84		35	
85		35	

備考 昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第33（第23条関係）看護師職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給				
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1
15	1	1	3	1	1
16	1	1	4	1	1
17	1	1	5	1	1
18	2	1	6	1	1
19	3	1	7	1	1
20	4	1	8	1	1
21	5	1	9	1	1
22	6	1	10	2	1
23	7	1	11	3	1
24	8	1	12	4	1
25	9	1	13	5	1
26	10	1	14	6	2
27	11	1	15	7	3
28	12	1	16	8	4
29	13	1	17	9	5
30	14	2	18	10	6
31	15	3	19	11	7
32	16	4	20	12	8
33	17	5	21	13	9
34	18	6	22	14	10
35	19	7	23	15	11
36	20	8	24	16	12
37	21	9	25	17	13
38	22	10	26	18	14
39	23	11	27	19	15
40	24	12	28	20	16
41	25	13	29	21	17
42	26	14	30	22	17
43	27	15	31	23	18
44	28	16	32	24	18
45	29	17	33	25	19
46	30	18	34	26	19
47	31	19	35	27	20
48	32	20	36	28	20
49	33	21	37	29	21
50	34	22	38	30	21

51	35	23	39	31	22
52	36	24	40	32	22
53	37	25	41	33	23
54	38	26	42	34	23
55	39	27	43	35	24
56	40	28	44	36	24
57	41	29	45	37	25
58	41	30	46	38	25
59	42	31	47	39	26
60	42	32	48	40	26
61	43	33	49	41	27
62	43	34	50	42	27
63	44	35	51	43	28
64	44	36	52	44	28
65	45	37	53	45	29
66	46	38	54	45	29
67	47	39	55	46	29
68	48	40	56	46	29
69	49	41	57	47	29
70	50	42	58	47	29
71	51	43	59	48	30
72	52	44	60	48	30
73	53	45	61	49	30
74	54	46	62	50	30
75	55	47	63	51	30
76	56	48	64	52	30
77	57	49	65	53	31
78	58	50	66	53	31
79	59	51	67	54	31
80	60	52	68	54	31
81	61	53	69	55	31
82	62	54	70	55	31
83	63	55	71	56	32
84	64	56	72	56	32
85	65	57	73	57	32
86	65	58	74	57	32
87	66	59	75	58	32
88	66	60	76	58	32
89	67	61	77	59	33
90	67	62	78	59	33
91	68	63	79	60	33
92	68	64	80	60	33
93	69	65	81	60	34
94	70	66	81	60	34
95	71	67	82	61	34
96	72	68	82	61	34
97	73	69	83	61	35
98	74	70	83	61	35
99	75	71	84	62	35
100	76	72	84	62	35
101	77	73	85	62	36
102	77	74	86	62	

103	78	75	87	63	
104	78	76	88	63	
105	79	77	88	63	
106	79	77	88	63	
107	80	77	89	64	
108	80	78	89	64	
109	81	78	89	65	
110	81	78	90	65	
111	81	79	90	66	
112	81	79	90	66	
113	81	79	91	67	
114	82	80	91	67	
115	82	80	91	68	
116	82	80	92	68	
117	82	81	92	69	
118	82	81	92		
119	83	81	93		
120	83	81	93		
121	83	82	93		
122	83	82			
123	83	82			
124	84	82			
125	84	83			
126	84	83			
127	84	83			
128	84	83			
129	85	84			
130	85	84			
131	85	84			
132	86	84			
133	86	85			
134	86	85			
135	87	85			
136	87	86			
137	87	86			
138	88	86			
139	88	86			
140	88	86			
141	89	87			
142	89	87			
143	89	87			
144	89	87			
145	90	87			
146	90	88			
147	90	88			
148	90	88			
149	91	88			
150	91	88			
151	91	89			
152	91	89			
153	92	89			
154	92				

155	92				
156	92				
157	93				
158	93				
159	93				
160	94				
161	94				
162	94				
163	95				
164	95				
165	95				
166	96				
167	96				
168	96				
169	97				

備考 昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第34（第23条関係）研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	2
14	1	1	1	2
15	1	1	1	2
16	1	1	1	2
17	1	1	1	2
18	1	1	1	2
19	1	1	1	2
20	1	1	1	3
21	1	1	1	3
22	1	1	1	3
23	1	1	1	3
24	1	1	1	3
25	2	1	1	3
26	3	1	2	3
27	4	1	3	4
28	5	1	4	4
29	6	1	5	4
30	7	1	6	4
31	8	1	7	4
32	9	1	8	4
33	10	1	9	4
34	11	1	10	5
35	12	1	11	5
36	13	1	12	5
37	14	1	13	5
38	15	1	13	5
39	16	1	14	5
40	17	1	14	5
41	18	1	15	6
42	19	2	15	6
43	20	3	16	6
44	21	4	16	6
45	22	5	17	6
46	23	6	18	6
47	24	7	19	6
48	25	8	20	6
49	26	9	21	6
50	27	10	21	7

51	28	11	21	7
52	29	12	22	7
53	30	13	22	7
54	31	14	22	7
55	32	15	23	7
56	33	16	23	7
57	34	17	23	7
58	35	18	24	7
59	36	19	24	7
60	37	20	24	7
61	38	21	25	7
62	39	22	25	7
63	40	23	26	7
64	41	24	26	7
65	42	25	26	7
66	43	26	26	7
67	44	27	27	7
68	45	28	27	7
69	46	29	27	7
70	47	30	28	7
71	48	31	28	7
72	49	32	28	7
73	50	33	29	7
74	50	34	29	
75	50	35	29	
76	51	36	30	
77	51	37	30	
78	51	38	30	
79	52	39	31	
80	52	40	31	
81	52	41	31	
82	53	42		
83	53	43		
84	53	44		
85	54	45		
86	54	46		
87	55	47		
88	55	48		
89	56	49		
90	56	50		
91	57	51		
92	57	52		
93	58	53		
94	58	54		
95	58	55		
96	59	56		
97	59	57		
98	59	58		
99	60	59		
100	60	60		
101	60	61		
102	61	62		

103	61	63		
104	61	64		
105	62	65		
106	63	66		
107	64	67		
108	65	68		
109	66	69		
110	66	70		
111	66	71		
112	66	72		
113	67	73		
114	67	74		
115	67	75		
116	67	76		
117	68	77		
118	68	78		
119	68	79		
120	68	80		
121	69	81		

備考 昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第35（第23条関係）特定獣医師職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	2	1	1	1
3	1	1	3	1	1	1
4	1	1	4	1	1	1
5	1	1	5	1	1	1
6	1	1	6	1	1	1
7	1	1	7	1	1	1
8	1	1	8	1	1	1
9	1	1	9	1	1	1
10	1	1	10	1	1	1
11	1	1	11	1	1	1
12	1	1	12	1	1	1
13	1	1	13	1	1	2
14	1	1	14	2	1	2
15	1	1	15	3	1	2
16	1	1	16	4	1	2
17	1	1	17	5	1	2
18	1	1	18	6	2	3
19	1	1	19	7	3	3
20	1	1	20	8	4	3
21	1	1	21	9	5	3
22	1	2	22	10	5	4
23	1	3	23	11	6	4
24	1	4	24	12	6	4
25	1	5	25	13	7	4
26	1	6	26	14	7	4
27	1	7	27	15	8	4
28	1	8	28	16	8	4
29	1	9	29	17	9	5
30	1	10	30	18	9	5
31	1	11	31	19	10	5
32	1	12	32	20	10	5
33	1	13	33	21	11	5
34	1	14	34	22	11	5
35	1	15	35	23	12	5
36	1	16	36	24	12	5
37	1	17	37	25	13	5
38	2	18	38	26	13	5
39	3	19	39	27	13	5
40	4	20	40	28	13	5
41	5	21	41	29	14	5
42	6	22	42	29	14	5
43	7	23	43	30	14	5
44	8	24	44	30	14	5
45	9	25	45	31	15	5
46	10	26	46	31	15	
47	11	27	47	32	15	
48	12	28	48	32	15	
49	13	29	49	33	15	
50	14	30	50	33	15	

51	15	31	51	34	15	
52	16	32	52	34	15	
53	17	33	53	35	15	
54	18	34	54	35	15	
55	19	35	55	36	15	
56	20	36	56	36	16	
57	21	37	57	37	16	
58	22	38	58	37	16	
59	23	39	59	38	16	
60	24	40	60	38	16	
61	25	41	61	38	16	
62	26	42	62	38	16	
63	27	43	63	38	16	
64	28	44	64	38	16	
65	29	45	65	38	16	
66	30	45	66	38	16	
67	31	46	67	38	16	
68	32	46	68	38	16	
69	33	47	69	39	16	
70	34	47	70	39	16	
71	35	48	71	39	16	
72	35	48	72	39	16	
73	36	49	73	39	17	
74	36	49	74	39	17	
75	37	50	75	39	17	
76	37	50	76	39	17	
77	38	51	77	39	18	
78	38	51	78	39	18	
79	39	52	79	39	18	
80	39	52	80	39	18	
81	40	52	81	40	19	
82	40	52	82	40	19	
83	41	52	83	40	19	
84	41	52	84	40	19	
85	42	52	85	41	20	
86	42	53	86	41		
87	43	53	87	41		
88	43	53	88	41		
89	43	53	89	41		
90	44	53	90	42		
91	44	53	91	42		
92	44	53	92	42		
93	45	54	93	42		
94		54	94	42		
95		54	95	43		
96		54	96	43		
97		54	97	43		
98			98	43		
99			99	43		
100			100	44		
101			101	44		
102				44		

103				44		
104				44		
105				45		

備考 昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第36（第23条関係）教育職給料表（二）昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	特 2 級	3 級	4 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	1	1
19	1	1	1	1
20	1	1	1	1
21	1	1	1	1
22	2	1	1	1
23	3	1	1	1
24	4	1	1	1
25	5	1	1	1
26	6	1	1	1
27	7	1	1	1
28	8	1	1	1
29	9	1	1	1
30	10	1	1	1
31	11	1	1	1
32	12	1	1	1
33	13	1	1	1
34	14	1	1	1
35	15	1	1	1
36	16	1	1	1
37	17	1	1	1
38	18	2	1	1
39	19	3	1	1
40	20	4	1	1
41	21	5	1	1
42	22	6	1	2
43	23	7	1	3
44	24	8	1	4
45	25	9	1	5
46	25	10	1	6
47	26	11	1	7
48	26	12	1	8
49	27	13	1	9
50	27	14	1	9

51	28	15	1	10
52	28	16	1	10
53	29	17	1	11
54	29	18	1	11
55	30	19	1	12
56	30	20	1	12
57	31	21	1	13
58	31	22	1	13
59	32	23	1	14
60	32	24	1	14
61	33	25	1	15
62	33	26	1	15
63	34	27	1	16
64	34	28	1	16
65	35	29	1	17
66	35	30	1	17
67	36	31	1	17
68	36	32	1	18
69	37	33	1	18
70	37	34	2	18
71	38	35	3	19
72	38	36	4	19
73	39	37	5	19
74	39	38	6	
75	40	39	7	
76	40	40	8	
77	41	41	9	
78	41	42	10	
79	42	43	11	
80	42	44	12	
81	43	45	13	
82	43	46	14	
83	44	47	15	
84	44	48	16	
85	45	49	17	
86	45	50	18	
87	46	51	19	
88	46	52	20	
89	47	53	21	
90	47	54	22	
91	48	55	23	
92	48	56	24	
93	49	57	25	
94	49	58	26	
95	50	59	27	
96	50	60	28	
97	51	61	29	
98	51	62	30	
99	52	63	31	
100	52	64	32	
101	53	65	33	
102	53	66	33	

103	54	67	34	
104	54	68	34	
105	55	69	35	
106	55	69	35	
107	56	70	36	
108	56	70	36	
109	57	71	37	
110	57	71	37	
111	57	72	38	
112	57	72	38	
113	58	73	39	
114	58	73	39	
115	58	74	40	
116	58	74	40	
117	59	75	41	
118	59	75	41	
119	59	76	41	
120	59	76	41	
121	60	77	41	
122	60	77	41	
123	60	77	41	
124	60	77	42	
125	61	77	42	
126	61	78	42	
127	61	78	42	
128	61	78	42	
129	61	78	42	
130	61	78	42	
131	62	79	43	
132	62	79	43	
133	62	79	43	
134	62	79	43	
135	62	79	43	
136	62	80	43	
137	63	80	43	
138	63	80	43	
139	63	80	43	
140	63	80	43	
141	63	81	43	
142	63	81	43	
143	64	82	44	
144	64	82	44	
145	64	83	44	
146	64	83	44	
147	64	83	44	
148	64	83	44	
149	65	84	45	
150	65	84	45	
151	65	84	46	
152	65	84	46	
153	65	85	47	
154	65			

155	65			
156	65			
157	66			
158	66			
159	66			
160	66			
161	66			
162	66			
163	66			
164	66			
165	67			
166	67			
167	67			
168	67			
169	67			
170	67			
171	67			
172	67			
173	68			
174	68			
175	68			
176	68			
177	68			

- 備考 1 昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。
- 2 特2級である職員を3級に昇格させた場合における本表の適用に当たっては、「昇格した日の前日に受けていた号給」とあるのは、「特2級に昇格した日の前日に受けていた職務の級の号給に、その者が特2級に昇格した日以後に受けた号給数に相当する数を加えて得た号給」と読み替えるものとする。

別表第37（第23条関係）教育職給料表（三）昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	特 2 級	3 級	4 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	2	1	1	1
11	3	1	1	1
12	4	1	1	1
13	5	1	1	1
14	6	1	1	1
15	7	1	1	1
16	8	1	1	1
17	9	1	1	1
18	10	1	1	1
19	11	1	1	1
20	12	1	1	1
21	13	1	1	1
22	14	1	1	1
23	15	1	1	1
24	16	1	1	1
25	17	1	1	1
26	18	1	1	1
27	19	1	1	1
28	20	1	1	1
29	21	1	1	1
30	22	1	1	1
31	23	1	1	1
32	24	1	1	1
33	25	1	1	1
34	26	1	1	1
35	27	1	1	1
36	28	1	1	1
37	29	1	1	1
38	30	1	1	1
39	31	1	1	1
40	32	1	1	1
41	33	1	1	1
42	34	1	1	1
43	35	1	1	1
44	36	1	1	1
45	37	1	1	1
46	37	1	1	1
47	38	1	1	1
48	38	1	1	1
49	39	1	1	1
50	39	2	1	1

51	40	3	1	1
52	40	4	1	1
53	41	5	1	1
54	41	6	1	1
55	42	7	1	1
56	42	8	1	1
57	43	9	1	1
58	43	10	1	1
59	44	11	1	1
60	44	12	1	1
61	45	13	1	1
62	45	14	2	2
63	46	15	3	3
64	46	16	4	4
65	47	17	5	4
66	47	18	6	4
67	48	19	7	4
68	48	20	8	4
69	49	21	9	5
70	49	22	10	5
71	50	23	11	5
72	50	24	12	5
73	51	25	13	5
74	51	26	14	6
75	52	27	15	6
76	52	28	16	6
77	53	29	17	6
78	53	30	18	6
79	53	31	19	7
80	54	32	20	7
81	54	33	21	7
82	54	34	22	7
83	55	35	23	7
84	55	36	24	7
85	55	37	25	8
86	56	38	26	8
87	56	39	27	8
88	56	40	28	8
89	57	41	29	9
90	57	42	30	9
91	58	43	31	10
92	58	44	32	10
93	59	45	33	11
94	59	46	34	
95	60	47	35	
96	60	48	36	
97	61	49	37	
98	61	50	38	
99	61	51	39	
100	61	52	40	
101	62	53	41	
102	62	54	42	

103	62	55	43	
104	62	56	44	
105	63	57	45	
106	63	58	46	
107	63	59	47	
108	63	60	48	
109	64	61	49	
110	64	62	49	
111	64	63	50	
112	64	64	50	
113	65	65	51	
114	65	65	51	
115	65	66	52	
116	65	66	52	
117	65	67	53	
118	65	67	54	
119	65	68	55	
120	66	68	56	
121	66	69	57	
122	66	70	57	
123	66	71	58	
124	66	72	58	
125	66	73	59	
126	66	74	59	
127	67	75	60	
128	67	76	60	
129	67	77	61	
130	67	77	61	
131	67	78	62	
132	67	78	62	
133	67	78	62	
134	68	78	62	
135	68	79	62	
136	68	79	62	
137	68	79	62	
138		79	62	
139		80	62	
140		80	62	
141		80	62	
142		80	62	
143		81	62	
144		81	62	
145		81	62	
146		81	62	
147		82	62	
148		82	62	
149		82	62	
150		82	62	
151		83	63	
152		83	63	
153		83	63	
154		84	63	

155		84	63	
156		84	64	
157		85	64	
158		85	64	
159		85	64	
160		86	64	
161		86	65	
162		86	65	
163		87	66	
164		87	66	
165		87	67	

- 備考
- 1 昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。
 - 2 特2級である職員を3級に昇格させた場合における本表の適用に当たっては、「昇格した日の前日に受けていた号給」とあるのは、「特2級に昇格した日の前日に受けていた職務の級の号給に、その者が特2級に昇格した日以後に受けた号給数に相当する数を加えて得た号給」と読み替えるものとする。

別表第38（第23条関係）公安職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給						
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	2
8	1	1	1	1	1	1	2
9	1	1	1	1	1	1	2
10	2	1	1	1	2	1	2
11	3	1	1	1	3	1	2
12	4	1	1	1	4	1	3
13	5	1	1	1	5	1	3
14	6	2	1	1	6	2	3
15	7	3	1	1	7	3	3
16	8	4	1	1	8	4	4
17	9	5	1	1	9	5	4
18	10	6	1	1	10	6	4
19	11	7	1	1	11	7	5
20	12	8	1	1	12	8	5
21	13	9	1	1	13	9	5
22	14	10	2	1	14	10	5
23	15	11	3	1	15	11	6
24	16	12	4	1	16	12	6
25	17	13	5	1	17	13	6
26	18	14	6	1	18	14	6
27	19	15	7	1	19	15	6
28	20	16	8	1	20	16	7
29	21	17	9	1	21	17	7
30	22	18	10	2	22	18	8
31	23	19	11	3	23	19	8
32	24	20	12	4	24	20	8
33	25	21	13	5	25	21	8
34	26	22	14	6	26	22	9
35	27	23	15	7	27	23	9
36	28	24	16	8	28	24	9
37	29	25	17	9	29	25	9
38	30	26	18	10	30	25	10
39	31	27	19	11	31	26	10
40	32	28	20	12	32	26	10
41	33	29	21	13	33	27	11
42	34	30	22	14	34	27	11
43	35	31	23	15	35	28	11
44	36	32	24	16	36	28	11
45	37	33	25	17	37	29	11
46	38	34	26	18	38	30	11
47	39	35	27	19	39	31	11
48	40	36	28	20	40	32	12
49	41	37	29	21	41	33	12
50	42	38	30	22	41	34	12

51	43	39	31	23	41	35	12
52	44	40	32	24	42	36	12
53	45	41	33	25	42	37	12
54	46	42	34	26	42	38	12
55	47	43	35	27	43	39	12
56	48	44	36	28	43	40	12
57	49	45	37	29	43	41	12
58	50	46	38	30	44	42	12
59	51	47	39	31	44	43	12
60	52	48	40	32	44	44	12
61	53	49	41	33	45	45	12
62	54	50	42	34	45	45	12
63	55	51	43	35	45	46	12
64	56	52	44	36	45	46	12
65	57	53	45	37	46	47	12
66	58	54	46	37	46	47	12
67	59	55	47	38	46	48	12
68	60	56	48	38	46	48	12
69	61	57	49	39	47	48	12
70	62	58	49	39	47	48	12
71	63	59	50	40	47	48	12
72	64	60	50	40	47	48	12
73	65	61	51	41	48	48	12
74	66	62	51	42	48	48	12
75	67	63	52	43	48	48	12
76	68	64	52	44	48	48	12
77	69	65	53	45	49	49	12
78	69	66	54	46	49	49	
79	70	67	55	47	49	49	
80	70	68	56	48	49	49	
81	71	69	57	49	49	49	
82	71	70	58	49	49	49	
83	72	71	59	50	49	49	
84	72	72	60	50	49	49	
85	73	73	61	51	50	49	
86	74	74	62	51	50	49	
87	75	75	63	52	50	49	
88	76	76	64	52	50	50	
89	77	77	65	53	50	50	
90	78	78	66	53		50	
91	79	79	67	53		51	
92	80	80	68	54		51	
93	81	81	69	54		51	
94	82	82	70	54			
95	83	83	71	55			
96	84	84	72	55			
97	85	85	73	55			
98	86	86	74	56			
99	87	87	75	56			
100	88	88	76	56			
101	89	89	77	57			
102	90	89	78	58			

103	91	90	79	59			
104	92	90	80	60			
105	93	91	81	60			
106	93	91	82	60			
107	93	92	83	60			
108	94	92	84	60			
109	94	93	85	60			
110	94	94	85	60			
111	95	95	86	60			
112	95	96	86	60			
113	95	97	87	61			
114	96	98	87	61			
115	96	99	88	61			
116	96	100	88	61			
117	97	101	89	61			
118	97	101	89	61			
119	98	101	90	61			
120	98	102	90	61			
121	99	102	91	61			
122	99	102	91	61			
123	100	103	92	62			
124	100	103	92	62			
125	101	103	92	63			
126		104	92	63			
127		104	92	64			
128		104	92	64			
129		105	92	65			
130		105	92	65			
131		105	92	66			
132		106	92	66			
133		106	93	67			
134		106	93				
135		107	93				
136		107	93				
137		107	93				
138		108	94				
139		108	95				
140		108	96				
141		109	96				
142		109					
143		110					
144		110					
145		111					

備考 昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第39（第24条関係）行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給							
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	32	17	21	9	9	41	5	1
2	33	18	22	10	10	45	7	2
3	34	19	23	11	11	50	9	3
4	35	20	24	12	12	56	9	9
5	36	21	25	13	13	73	9	9
6	37	22	26	14	14	73	9	9
7	38	23	27	15	15	73	9	9
8	39	24	28	16	16	73	9	9
9	40	25	29	17	17	73	9	
10	41	26	30	18	18			
11	42	27	31	19	19			
12	43	28	32	20	20			
13	44	29	33	21	21			
14	45	30	34	22	22			
15	46	31	35	23	23			
16	47	32	36	24	24			
17	48	33	37	25	25			
18	49	34	38	26	26			
19	50	35	39	27	27			
20	51	36	40	28	28			
21	52	37	41	29	29			
22	53	38	42	30	30			
23	54	39	43	31	31			
24	55	40	44	32	32			
25	56	41	45	33	33			
26	57	42	46	34	34			
27	58	43	47	35	35			
28	59	44	48	36	36			
29	60	45	49	37	37			
30	61	46	50	38	38			
31	62	47	51	39	39			
32	63	48	52	40	40			
33	64	49	53	41	42			
34	65	50	54	42	44			
35	66	51	55	43	46			
36	67	52	56	44	48			
37	68	53	57	45	50			
38	69	54	58	46	52			
39	70	55	59	47	54			
40	71	56	60	48	56			
41	72	57	61	49	60			
42	73	58	62	50	64			
43	74	59	63	51	85			
44	75	60	64	52	92			
45	76	61	65	53	94			
46	77	62	66	54	96			
47	78	63	67	55	97			
48	79	64	68	56	97			
49	80	65	69	58	97			
50	81	66	70	60	97			
51	82	67	71	62	97			

52	83	68	72	64	97			
53	84	69	73	66	97			
54	86	70	74	68	97			
55	88	71	75	70	97			
56	90	72	76	72	97			
57	92	73	77	74	97			
58	93	74	78	84	97			
59	93	75	79	96	97			
60	93	76	80	100	97			
61	93	77	81	104	97			
62	93	78	82	108	97			
63	93	79	83	112	97			
64	93	80	84	113	97			
65	93	83	85	113	97			
66	93	86	86	113	97			
67	93	89	87	113	97			
68	93	92	88	113	97			
69	93	95	89	113	97			
70	93	98	90	113	97			
71	93	101	91	113	97			
72	93	104	92	113	97			
73	93	108	93	113	97			
74	93	112	94	113				
75	93	119	95	113				
76	93	126	100	113				
77	93	133	105	113				
78	93	133	108	113				
79	93	133	109	113				
80	93	133	110	113				
81	93	133	111	113				
82	93	133	112	113				
83	93	133	114	113				
84	93	133	116	113				
85	93	133	117	113				
86	93	133	118	113				
87	93	133	119	113				
88	93	133	120	113				
89	93	133	122	113				
90	93	133	124	113				
91	93	133	126	113				
92	93	133	128	113				
93	93	133	130	113				
94	93	133	132	113				
95	93	133	134	113				
96	93	133	136	113				
97	93	133	137	113				
98	93	133	137					
99	93	133	137					
100	93	133	137					
101	93	133	137					
102	93	133	137					
103	93	133	137					
104	93	133	137					

105	93	133	137					
106	93	133	137					
107	93	133	137					
108	93	133	137					
109	93	133	137					
110	93	133	137					
111	93	133	137					
112	93	133	137					
113	93	133	137					
114	93	133						
115	93	133						
116	93	133						
117	93	133						
118	93	133						
119	93	133						
120	93	133						
121	93	133						
122	93	133						
123	93	133						
124	93	133						
125	93	133						
126	93	133						
127	93	133						
128	93	133						
129	93	133						
130	93	133						
131	93	133						
132	93	133						
133	93	133						
134		133						
135		133						
136		133						
137		133						

備考 降格後の号給欄中「1級」等とあるのは、その者が降格した職務の級を示す。

別表第40（第24条関係）医師職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給		
	1 級	2 級	3 級
1	33	21	23
2	34	22	26
3	35	23	30
4	36	24	33
5	37	25	73
6	38	26	73
7	39	27	73
8	40	28	73
9	41	29	73
10	42	30	73
11	43	31	
12	44	32	
13	47	33	
14	51	34	
15	55	35	
16	59	36	
17	62	37	
18	64	38	
19	65	39	
20	65	40	
21	65	42	
22	65	44	
23	65	46	
24	65	48	
25	65	50	
26	65	52	
27	65	54	
28	65	56	
29	65	59	
30	65	62	
31	65	65	
32	65	70	
33	65	75	
34	65	80	
35	65	85	
36	65	85	
37	65	85	
38	65	85	
39	65	85	
40	65	85	
41	65	85	
42	65	85	
43	65	85	
44	65	85	
45	65	85	
46	65	85	
47	65	85	
48	65	85	
49	65	85	
50	65	85	
51	65	85	

52	65	85	
53	65	85	
54	65	85	
55	65	85	
56	65	85	
57	65	85	
58	65	85	
59	65	85	
60	65	85	
61	65	85	
62	65	85	
63	65	85	
64	65	85	
65	65	85	
66	65	85	
67	65	85	
68	65	85	
69	65	85	
70	65	85	
71	65	85	
72	65	85	
73	65	85	
74	65		
75	65		
76	65		
77	65		
78	65		
79	65		
80	65		
81	65		
82	65		
83	65		
84	65		
85	65		

備考 降格後の号給欄中「1級」等とあるのは、その者が降格した職務の級を示す。

別表第41（第24条関係）看護師職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	17	29	13	21	25
2	18	30	14	22	26
3	19	31	15	23	27
4	20	32	16	24	28
5	21	33	17	25	29
6	22	34	18	26	30
7	23	35	19	27	31
8	24	36	20	28	32
9	25	37	21	29	33
10	26	38	22	30	34
11	27	39	23	31	35
12	28	40	24	32	36
13	29	41	25	33	37
14	30	42	26	34	38
15	31	43	27	35	39
16	32	44	28	36	40
17	33	45	29	37	42
18	34	46	30	38	44
19	35	47	31	39	46
20	36	48	32	40	48
21	37	49	33	41	50
22	38	50	34	42	52
23	39	51	35	43	54
24	40	52	36	44	56
25	41	53	37	45	58
26	42	54	38	46	60
27	43	55	39	47	62
28	44	56	40	48	64
29	45	57	41	49	70
30	46	58	42	50	76
31	47	59	43	51	82
32	48	60	44	52	88
33	49	61	45	53	92
34	50	62	46	54	96
35	51	63	47	55	100
36	52	64	48	56	101
37	53	65	49	57	101
38	54	66	50	58	101
39	55	67	51	59	101
40	56	68	52	60	101
41	58	69	53	61	101
42	60	70	54	62	101
43	62	71	55	63	101
44	64	72	56	64	101
45	65	73	57	66	101
46	66	74	58	68	101
47	67	75	59	70	101
48	68	76	60	72	101
49	69	77	61	73	101
50	70	78	62	74	101
51	71	79	63	75	101

52	72	80	64	76	101
53	73	81	65	78	101
54	74	82	66	80	101
55	75	83	67	82	101
56	76	84	68	84	101
57	77	85	69	86	101
58	78	86	70	88	101
59	79	87	71	90	101
60	80	88	72	94	101
61	81	89	73	98	101
62	82	90	74	102	101
63	83	91	75	106	101
64	84	92	76	108	101
65	86	93	77	110	101
66	88	94	78	112	
67	90	95	79	114	
68	92	96	80	116	
69	93	97	81	117	
70	94	98	82	117	
71	95	99	83	117	
72	96	100	84	117	
73	97	101	85	117	
74	98	102	86	117	
75	99	103	87	117	
76	100	104	88	117	
77	102	107	89	117	
78	104	110	90	117	
79	106	113	91	117	
80	108	116	92	117	
81	113	120	94	117	
82	118	124	96	117	
83	123	128	98	117	
84	128	132	100	117	
85	131	135	101	117	
86	134	140	102	117	
87	137	145	103	117	
88	140	150	106	117	
89	144	153	109	117	
90	148	153	112	117	
91	152	153	115	117	
92	156	153	118	117	
93	159	153	121	117	
94	162	153	121	117	
95	165	153	121	117	
96	168	153	121	117	
97	169	153	121	117	
98	169	153	121	117	
99	169	153	121	117	
100	169	153	121	117	
101	169	153	121	117	
102	169	153	121		
103	169	153	121		
104	169	153	121		

105	169	153	121		
106	169	153	121		
107	169	153	121		
108	169	153	121		
109	169	153	121		
110	169	153	121		
111	169	153	121		
112	169	153	121		
113	169	153	121		
114	169	153	121		
115	169	153	121		
116	169	153	121		
117	169	153	121		
118	169	153			
119	169	153			
120	169	153			
121	169	153			
122	169				
123	169				
124	169				
125	169				
126	169				
127	169				
128	169				
129	169				
130	169				
131	169				
132	169				
133	169				
134	169				
135	169				
136	169				
137	169				
138	169				
139	169				
140	169				
141	169				
142	169				
143	169				
144	169				
145	169				
146	169				
147	169				
148	169				
149	169				
150	169				
151	169				
152	169				
153	169				

備考 降格後の号給欄中「1級」等とあるのは、その者が降格した職務の級を示す。

別表第42（第24条関係）研究職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	24	41	25	12
2	25	42	26	19
3	26	43	27	26
4	27	44	28	33
5	28	45	29	40
6	29	46	30	49
7	30	47	31	73
8	31	48	32	73
9	32	49	33	73
10	33	50	34	73
11	34	51	35	73
12	35	52	36	73
13	36	53	38	73
14	37	54	40	73
15	38	55	42	
16	39	56	44	
17	40	57	45	
18	41	58	46	
19	42	59	47	
20	43	60	48	
21	44	61	51	
22	45	62	54	
23	46	63	57	
24	47	64	60	
25	48	65	62	
26	49	66	66	
27	50	67	69	
28	51	68	72	
29	52	69	75	
30	53	70	78	
31	54	71	81	
32	55	72	81	
33	56	73	81	
34	57	74	81	
35	58	75	81	
36	59	76	81	
37	60	77	81	
38	61	78	81	
39	62	79	81	
40	63	80	81	
41	64	81	81	
42	65	82	81	
43	66	83	81	
44	67	84	81	
45	68	85	81	
46	69	86	81	
47	70	87	81	
48	71	88	81	
49	72	89	81	
50	75	90	81	
51	78	91	81	

52	81	92	81	
53	84	93	81	
54	86	94	81	
55	88	95	81	
56	90	96	81	
57	92	97	81	
58	95	98	81	
59	98	99	81	
60	101	100	81	
61	104	101	81	
62	105	102	81	
63	106	103	81	
64	107	104	81	
65	108	105	81	
66	112	106	81	
67	116	107	81	
68	120	108	81	
69	121	109	81	
70	121	110	81	
71	121	111	81	
72	121	112	81	
73	121	113	81	
74	121	114		
75	121	115		
76	121	116		
77	121	117		
78	121	118		
79	121	119		
80	121	120		
81	121	121		
82	121			
83	121			
84	121			
85	121			
86	121			
87	121			
88	121			
89	121			
90	121			
91	121			
92	121			
93	121			
94	121			
95	121			
96	121			
97	121			
98	121			
99	121			
100	121			
101	121			
102	121			
103	121			
104	121			

105	121			
106	121			
107	121			
108	121			
109	121			
110	121			
111	121			
112	121			
113	121			
114	121			
115	121			
116	121			
117	121			
118	121			
119	121			
120	121			
121	121			

備考 降格後の号給欄中「1級」等とあるのは、その者が降格した職務の級を示す。

別表第43（第24条関係）特定獣医師職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	37	21	1	13	17	12
2	38	22	2	14	18	17
3	39	23	3	15	19	21
4	40	24	4	16	20	28
5	41	25	5	17	22	45
6	42	26	6	18	24	45
7	43	27	7	19	26	45
8	44	28	8	20	28	45
9	45	29	9	21	30	45
10	46	30	10	22	32	
11	47	31	11	23	34	
12	48	32	12	24	36	
13	49	33	13	25	40	
14	50	34	14	26	44	
15	51	35	15	27	55	
16	52	36	16	28	72	
17	53	37	17	29	76	
18	54	38	18	30	80	
19	55	39	19	31	84	
20	56	40	20	32	85	
21	57	41	21	33	85	
22	58	42	22	34	85	
23	59	43	23	35	85	
24	60	44	24	36	85	
25	61	45	25	37	85	
26	62	46	26	38	85	
27	63	47	27	39	85	
28	64	48	28	40	85	
29	65	49	29	42	85	
30	66	50	30	44	85	
31	67	51	31	46	85	
32	68	52	32	48	85	
33	69	53	33	50	85	
34	70	54	34	52	85	
35	72	55	35	54	85	
36	74	56	36	56	85	
37	76	57	37	58	85	
38	78	58	38	68	85	
39	80	59	39	80	85	
40	82	60	40	84	85	
41	84	61	41	89	85	
42	86	62	42	94	85	
43	89	63	43	99	85	
44	92	64	44	104	85	
45	93	66	45	105	85	
46	93	68	46	105		
47	93	70	47	105		
48	93	72	48	105		
49	93	74	49	105		
50	93	76	50	105		
51	93	78	51	105		

52	93	85	52	105		
53	93	92	53	105		
54	93	97	54	105		
55	93	97	55	105		
56	93	97	56	105		
57	93	97	57	105		
58	93	97	58	105		
59	93	97	59	105		
60	93	97	60	105		
61	93	97	61	105		
62	93	97	62	105		
63	93	97	63	105		
64	93	97	64	105		
65	93	97	65	105		
66	93	97	66	105		
67	93	97	67	105		
68	93	97	68	105		
69	93	97	69	105		
70	93	97	70	105		
71	93	97	71	105		
72	93	97	72	105		
73	93	97	73	105		
74	93	97	74	105		
75	93	97	75	105		
76	93	97	76	105		
77	93	97	77	105		
78	93	97	78	105		
79	93	97	79	105		
80	93	97	80	105		
81	93	97	81	105		
82	93	97	82	105		
83	93	97	83	105		
84	93	97	84	105		
85	93	97	85	105		
86	93	97	86			
87	93	97	87			
88	93	97	88			
89	93	97	89			
90	93	97	90			
91	93	97	91			
92	93	97	92			
93	93	97	93			
94	93	97	94			
95	93	97	95			
96	93	97	96			
97	93	97	97			
98		97	98			
99		97	99			
100		97	100			
101		97	101			
102			101			
103			101			
104			101			

105			101			
-----	--	--	-----	--	--	--

備考 降格後の号給欄中「1級」等とあるのは、その者が降格した職務の級を示す。

別表第44（第24条関係）教育職給料表（二）降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給		
	1 級	2 級 (3級から)	3 級
1	21	37 (69)	41
2	22	38 (70)	42
3	23	39 (71)	43
4	24	40 (72)	44
5	25	41 (73)	45
6	26	42 (74)	46
7	27	43 (75)	47
8	28	44 (76)	48
9	29	45 (77)	50
10	30	46 (78)	52
11	31	47 (79)	54
12	32	48 (80)	56
13	33	49 (81)	58
14	34	50 (82)	60
15	35	51 (83)	62
16	36	52 (84)	64
17	37	53 (85)	67
18	38	54 (86)	70
19	39	55 (87)	73
20	40	56 (88)	73
21	41	57 (89)	73
22	42	58 (90)	73
23	43	59 (91)	73
24	44	60 (92)	73
25	46	61 (93)	73
26	48	62 (94)	73
27	50	63 (95)	73
28	52	64 (96)	73
29	54	65 (97)	73
30	56	66 (98)	73
31	58	67 (99)	73
32	60	68 (100)	73
33	62	69 (102)	73
34	64	70 (104)	
35	66	71 (106)	
36	68	72 (108)	
37	70	73 (110)	
38	72	74 (112)	
39	74	75 (114)	
40	76	76 (116)	
41	78	77 (123)	
42	80	78 (130)	
43	82	79 (142)	
44	84	80 (148)	
45	86	81 (150)	
46	88	82 (152)	
47	90	83 (153)	
48	92	84 (153)	
49	94	85 (153)	
50	96	86 (153)	
51	98	87 (153)	

52	100	88	(153)	
53	102	89	(153)	
54	104	90	(153)	
55	106	91	(153)	
56	108	92	(153)	
57	112	93	(153)	
58	116	94	(153)	
59	120	95	(153)	
60	124	96	(153)	
61	130	97	(153)	
62	136	98	(153)	
63	142	99	(153)	
64	148	100	(153)	
65	156	101	(153)	
66	164	102	(153)	
67	172	103	(153)	
68	177	104	(153)	
69	177	106	(153)	
70	177	108	(153)	
71	177	110	(153)	
72	177	112	(153)	
73	177	114	(153)	
74	177	116		
75	177	118		
76	177	120		
77	177	125		
78	177	130		
79	177	135		
80	177	140		
81	177	142		
82	177	144		
83	177	148		
84	177	152		
85	177	153		
86	177	153		
87	177	153		
88	177	153		
89	177	153		
90	177	153		
91	177	153		
92	177	153		
93	177	153		
94	177	153		
95	177	153		
96	177	153		
97	177	153		
98	177	153		
99	177	153		
100	177	153		
101	177	153		
102	177	153		
103	177	153		
104	177	153		

105	177	153	
106	177	153	
107	177	153	
108	177	153	
109	177	153	
110	177		
111	177		
112	177		
113	177		
114	177		
115	177		
116	177		
117	177		
118	177		
119	177		
120	177		
121	177		
122	177		
123	177		
124	177		
125	177		
126	177		
127	177		
128	177		
129	177		
130	177		
131	177		
132	177		
133	177		
134	177		
135	177		
136	177		
137	177		
138	177		
139	177		
140	177		
141	177		
142	177		
143	177		
144	177		
145	177		
146	177		
147	177		
148	177		
149	177		
150	177		
151	177		
152	177		
153	177		

- 備考
- 1 降格後の号給欄中「1級」等とあるのは、その者が降格した職務の級を示す。
 - 2 2級（3級から）欄の（ ）内の号給は、3級から2級へ降格する場合に適用する。
 - 3 3級から特2級へ降格する場合の対応号給は、3級から特2級へ降格する日に3級から2級へ降格したものとして第24条の規定を適用した場合に得られる2級の号給から、同日に特2級へ昇格をしたものとして第23条の規定を適用した場合に得られる号給とする。
 - 4 4級から特2級より下位の職務の級への降格又は3級から1級への降格である場合には、3級から特2級への降格がなかったものとして第24条の規定を適用する。

別表第45（第24条関係）教育職給料表（三）降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給		
	1 級	2 級 (3級から)	3 級
1	9	49 (61)	61
2	10	50 (62)	62
3	11	51 (63)	63
4	12	52 (64)	68
5	13	53 (65)	73
6	14	54 (66)	78
7	15	55 (67)	84
8	16	56 (68)	88
9	17	57 (69)	90
10	18	58 (70)	92
11	19	59 (71)	93
12	20	60 (72)	93
13	21	61 (73)	93
14	22	62 (74)	93
15	23	63 (75)	93
16	24	64 (76)	93
17	25	65 (77)	93
18	26	66 (78)	93
19	27	67 (79)	93
20	28	68 (80)	93
21	29	69 (81)	93
22	30	70 (82)	93
23	31	71 (83)	93
24	32	72 (84)	93
25	33	73 (85)	93
26	34	74 (86)	93
27	35	75 (87)	93
28	36	76 (88)	93
29	37	77 (89)	93
30	38	78 (90)	93
31	39	79 (91)	93
32	40	80 (92)	93
33	41	81 (93)	93
34	42	82 (94)	
35	43	83 (95)	
36	44	84 (96)	
37	46	85 (97)	
38	48	86 (98)	
39	50	87 (99)	
40	52	88 (100)	
41	54	89 (101)	
42	56	90 (102)	
43	58	91 (103)	
44	60	92 (104)	
45	62	93 (105)	
46	64	94 (106)	
47	66	95 (107)	
48	68	96 (108)	
49	70	97 (110)	
50	72	98 (112)	
51	74	99 (114)	

52	76	100	(116)	
53	79	101	(117)	
54	82	102	(118)	
55	85	103	(119)	
56	88	104	(120)	
57	90	105	(122)	
58	92	106	(124)	
59	94	107	(126)	
60	96	108	(128)	
61	100	109	(130)	
62	104	110	(150)	
63	108	111	(155)	
64	112	112	(160)	
65	119	114	(162)	
66	126	116	(164)	
67	133	118	(165)	
68	137	120	(165)	
69	137	121	(165)	
70	137	122	(165)	
71	137	123	(165)	
72	137	124	(165)	
73	137	125	(165)	
74	137	126	(165)	
75	137	127	(165)	
76	137	128	(165)	
77	137	130	(165)	
78	137	134	(165)	
79	137	138	(165)	
80	137	142	(165)	
81	137	146	(165)	
82	137	150	(165)	
83	137	153	(165)	
84	137	156	(165)	
85	137	159	(165)	
86	137	162	(165)	
87	137	165	(165)	
88	137	165	(165)	
89	137	165	(165)	
90	137	165	(165)	
91	137	165	(165)	
92	137	165	(165)	
93	137	165	(165)	
94	137	165		
95	137	165		
96	137	165		
97	137	165		
98	137	165		
99	137	165		
100	137	165		
101	137	165		
102	137	165		
103	137	165		
104	137	165		

105	137	165	
106	137	165	
107	137	165	
108	137	165	
109	137	165	
110	137		
111	137		
112	137		
113	137		
114	137		
115	137		
116	137		
117	137		
118	137		
119	137		
120	137		
121	137		
122	137		
123	137		
124	137		
125	137		
126	137		
127	137		
128	137		
129	137		
130	137		
131	137		
132	137		
133	137		
134	137		
135	137		
136	137		
137	137		
138	137		
139	137		
140	137		
141	137		
142	137		
143	137		
144	137		
145	137		
146	137		
147	137		
148	137		
149	137		
150	137		
151	137		
152	137		
153	137		
154	137		
155	137		
156	137		
157	137		

158	137		
159	137		
160	137		
161	137		
162	137		
163	137		
164	137		
165	137		

- 備考
- 1 降格後の号給欄中「1級」等とあるのは、その者が降格した職務の級を示す。
 - 2 2級（3級から）欄の（ ）内の号給は、3級から2級へ降格する場合に適用する。
 - 3 3級から特2級へ降格する場合の対応号給は、3級から特2級へ降格する日に3級から2級へ降格したものとして第24条の規定を適用した場合に得られる2級の号給から、同日に特2級へ昇格をしたものとして第23条の規定を適用した場合に得られる号給とする。
 - 4 4級から特2級より下位の職務の級への降格又は3級から1級への降格である場合には、3級から特2級への降格がなかったものとして第24条の規定を適用する。

別表第46（第24条関係）公安職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給						
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	9	13	21	29	9	13	6
2	10	14	22	30	10	14	11
3	11	15	23	31	11	15	15
4	12	16	24	32	12	16	18
5	13	17	25	33	13	17	22
6	14	18	26	34	14	18	27
7	15	19	27	35	15	19	29
8	16	20	28	36	16	20	33
9	17	21	29	37	17	21	37
10	18	22	30	38	18	22	40
11	19	23	31	39	19	23	47
12	20	24	32	40	20	24	77
13	21	25	33	41	21	25	77
14	22	26	34	42	22	26	77
15	23	27	35	43	23	27	77
16	24	28	36	44	24	28	77
17	25	29	37	45	25	29	
18	26	30	38	46	26	30	
19	27	31	39	47	27	31	
20	28	32	40	48	28	32	
21	29	33	41	49	29	33	
22	30	34	42	50	30	34	
23	31	35	43	51	31	35	
24	32	36	44	52	32	36	
25	33	37	45	53	33	38	
26	34	38	46	54	34	40	
27	35	39	47	55	35	42	
28	36	40	48	56	36	44	
29	37	41	49	57	37	45	
30	38	42	50	58	38	46	
31	39	43	51	59	39	47	
32	40	44	52	60	40	48	
33	41	45	53	61	41	49	
34	42	46	54	62	42	50	
35	43	47	55	63	43	51	
36	44	48	56	64	44	52	
37	45	49	57	66	45	53	
38	46	50	58	68	46	54	
39	47	51	59	70	47	55	
40	48	52	60	72	48	56	
41	49	53	61	73	51	57	
42	50	54	62	74	54	58	
43	51	55	63	75	57	59	
44	52	56	64	76	60	60	
45	53	57	65	77	64	62	
46	54	58	66	78	68	64	
47	55	59	67	79	72	66	
48	56	60	68	80	76	76	
49	57	61	70	82	84	87	
50	58	62	72	84	89	90	
51	59	63	74	86	89	93	

52	60	64	76	88	89	93	
53	61	65	77	91	89	93	
54	62	66	78	94	89	93	
55	63	67	79	97	89	93	
56	64	68	80	100	89	93	
57	65	69	81	101	89	93	
58	66	70	82	102	89	93	
59	67	71	83	103	89	93	
60	68	72	84	112	89	93	
61	69	73	85	122	89	93	
62	70	74	86	124	89	93	
63	71	75	87	126	89	93	
64	72	76	88	128	89	93	
65	73	77	89	130	89	93	
66	74	78	90	132	89	93	
67	75	79	91	133	89	93	
68	76	80	92	133	89	93	
69	78	81	93	133	89	93	
70	80	82	94	133	89	93	
71	82	83	95	133	89	93	
72	84	84	96	133	89	93	
73	85	85	97	133	89	93	
74	86	86	98	133	89	93	
75	87	87	99	133	89	93	
76	88	88	100	133	89	93	
77	89	89	101	133	89	93	
78	90	90	102	133	89		
79	91	91	103	133	89		
80	92	92	104	133	89		
81	93	93	105	133	89		
82	94	94	106	133	89		
83	95	95	107	133	89		
84	96	96	108	133	89		
85	97	97	110	133	89		
86	98	98	112	133	89		
87	99	99	114	133	89		
88	100	100	116	133	89		
89	101	102	118	133	89		
90	102	104	120		89		
91	103	106	122		89		
92	104	108	132		89		
93	107	109	137		89		
94	110	110	138				
95	113	111	139				
96	116	112	141				
97	118	113	141				
98	120	114	141				
99	122	115	141				
100	124	116	141				
101	125	119	141				
102	125	122	141				
103	125	125	141				
104	125	128	141				

105	125	131	141				
106	125	134	141				
107	125	137	141				
108	125	140	141				
109	125	142	141				
110	125	144	141				
111	125	145	141				
112	125	145	141				
113	125	145	141				
114	125	145	141				
115	125	145	141				
116	125	145	141				
117	125	145	141				
118	125	145	141				
119	125	145	141				
120	125	145	141				
121	125	145	141				
122	125	145	141				
123	125	145	141				
124	125	145	141				
125	125	145	141				
126	125	145	141				
127	125	145	141				
128	125	145	141				
129	125	145	141				
130	125	145	141				
131	125	145	141				
132	125	145	141				
133	125	145	141				
134	125	145					
135	125	145					
136	125	145					
137	125	145					
138	125	145					
139	125	145					
140	125	145					
141	125	145					
142	125						
143	125						
144	125						
145	125						

備考 降格後の号給欄中「1級」等とあるのは、その者が降格した職務の級を示す。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(施行日における昇格又は降格した職員の号給の特例)

2 令和七年四月一日(以下「施行日」という。)に昇格又は降格(以下「昇格等」という。)した職員については、当該昇格等がないものとした場合にその者が施行日に受けることとなる号給を施行日の前日に受けていたものとみなして福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第二十三条又は第二十四条の規定を適用する。

(雑則)

3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和七年三月二十一日

福岡県人事委員会委員長 馬 場 貞 仁

福岡県人事委員会規則第十号

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成二十九年福岡県人事委員会規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「百四十二号給から百九十三号給」を「百三十八号給から百六十八号給」に改める。

附則別表を次のように改める。

附則別表（附則第4項関係）

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	3 級	4 級	5 級	6 級
98				47
99				47
100				47
101				47
102				47
103				47
104				47
105				48
106				48
107				48
108				48
109				48
110				48
111				48
112				48
113				
114			64	
115			64	
116			64	
117			65	
118			65	
119			65	
120			66	
121			66	
122			66	
123			67	
124			67	
125			67	
126			68	
127			68	
128			68	
129			69	
130			69	
131			70	
132			70	
133			71	
134	77		71	
135	77		72	
136	77		72	
137	78			
138	78	97		
139	78	98		
140	78	98		
141	79	99		
142	79	100		
143	79	101		
144	79	102		
145	80	103		
146	80	104		

147	81	105		
148	81	106		
149	82	107		
150	82	108		
151	83	109		
152	83	110		
153	84	111		
154	84	112		
155	84	113		
156	85	114		
157	85	115		
158	85	116		
159	86	117		
160	86	118		
161	86	119		
162	87	120		
163	87	121		
164	87	122		
165		123		
166		124		
167		125		
168		126		

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

平成二十八年改正条例附則第七条の規定による公安職給料表の経過的特例に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和七年三月二十一日

福岡県人事委員会委員長 馬場 貞 仁

福岡県人事委員会規則第十一号

平成二十八年改正条例附則第七条の規定による公安職給料表の経過的特例に関する規則の一部を改正する規則

平成二十八年改正条例附則第七条の規定による公安職給料表の経過的特例に関する規則（平成二十八年福岡県人事委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係） 昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給
	6 級
1	33
2	34
3	35
4	36
5	37
6	38
7	39
8	40
9	41
10	42
11	43
12	44
13	45
14	46
15	47
16	48
17	49
18	50
19	51
20	52
21	53
22	54
23	55
24	56
25	57
26	57
27	57
28	58
29	58
30	58
31	59
32	59
33	59
34	60
35	60
36	60
37	60
38	60
39	60
40	60
41	60
42	60
43	60
44	61
45	61
46	61
47	61
48	61
49	61
50	61
51	61
52	61
53	61
54	61
55	61
56	62
57	62
58	62
59	63
60	63
61	63
62	63
63	63
64	63
65	64

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和七年三月二十一日

福岡県人事委員会委員長 馬場 貞 仁

福岡県人事委員会規則第十二号

福岡県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

福岡県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十年福岡県人事委員会規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

教育職給料表(三)の適用を受ける者

職 区 分	職務の級		1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給		円	円	円	円	円
定年前再任 用短時間勤 務職員以外 の職員	1号給から	4号給まで	2,000	2,100	4,000	4,900	7,400
	5号給から	8号給まで	2,000	2,300	4,300	5,100	7,500
	9号給から	12号給まで	2,100	2,400	4,500	5,200	7,600
	13号給から	16号給まで	2,200	2,500	4,700	5,400	7,700
	17号給から	20号給まで	2,300	2,600	4,900	5,500	7,900
	21号給から	24号給まで	2,400	2,800	5,100	5,700	8,000
	25号給から	28号給まで	2,600	2,900	5,300	5,900	8,000
	29号給から	32号給まで	2,700	3,000	5,400	6,000	8,000
	33号給から	36号給まで	2,800	3,200	5,600	6,100	8,000
	37号給から	40号給まで	2,900	3,300	5,700	6,300	
	41号給から	44号給まで	3,100	3,500	5,800	6,400	
	45号給から	48号給まで	3,200	3,700	6,000	6,600	
	49号給から	52号給まで	3,300	3,800	6,100	6,800	
	53号給から	56号給まで	3,400	4,100	6,300	6,900	
	57号給から	60号給まで	3,500	4,300	6,400	7,000	
	61号給から	64号給まで	3,600	4,500	6,500	7,100	
	65号給から	68号給まで	3,700	4,800	6,700	7,200	
	69号給から	72号給まで	3,800	4,900	6,800	7,300	
	73号給から	76号給まで	3,900	5,100	6,900	7,400	
	77号給から	80号給まで	4,000	5,300	6,900	7,500	
	81号給から	84号給まで	4,100	5,400	7,000	7,500	
	85号給から	88号給まで	4,100	5,500	7,200	7,600	
	89号給から	92号給まで	4,200	5,600	7,200	7,600	
	93号給から	96号給まで	4,300	5,800	7,200	7,600	
	97号給から	100号給まで	4,400	5,900	7,300		
	101号給から	104号給まで	4,400	6,100	7,400		
	105号給から	108号給まで	4,500	6,200	7,400		
	109号給から	112号給まで	4,500	6,300	7,500		
	113号給から	116号給まで	4,600	6,400			
	117号給から	120号給まで	4,700	6,500			
	121号給から	124号給まで	4,700	6,600			
	125号給から	128号給まで	4,800	6,700			
	129号給から	132号給まで	4,900	6,800			
	133号給から	136号給まで	4,900	6,900			
	137号給から	140号給まで	4,900	6,900			
	141号給から	144号給まで		6,900			
	145号給から	148号給まで		7,000			
	149号給から	152号給まで		7,100			
	153号給から	156号給まで		7,100			
	157号給から	160号給まで		7,200			
	161号給から	164号給まで		7,200			
	165号給			7,200			
定年前再任 用短時間勤 務職員			4,900	7,200	7,500	7,600	8,000

別表第2（第3条関係）

教育職給料表(二)の適用を受ける者

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1号給から 4号給まで	2,000	2,500	4,000	5,700	7,400
	5号給から 8号給まで	2,000	2,600	4,300	5,900	7,500
	9号給から 12号給まで	2,100	2,800	4,500	6,000	7,600
	13号給から 16号給まで	2,200	2,900	4,700	6,100	7,700
	17号給から 20号給まで	2,300	3,000	4,900	6,300	7,900
	21号給から 24号給まで	2,400	3,200	5,100	6,400	8,000
	25号給から 28号給まで	2,600	3,300	5,300	6,600	8,000
	29号給から 32号給まで	2,700	3,500	5,400	6,800	8,000
	33号給から 36号給まで	2,800	3,700	5,600	6,900	8,000
	37号給から 40号給まで	2,900	3,800	5,700	7,000	
	41号給から 44号給まで	3,100	4,100	5,800	7,100	
	45号給から 48号給まで	3,200	4,300	6,000	7,200	
	49号給から 52号給まで	3,300	4,500	6,100	7,300	
	53号給から 56号給まで	3,400	4,800	6,300	7,400	
	57号給から 60号給まで	3,500	4,900	6,400	7,500	
	61号給から 64号給まで	3,600	5,100	6,500	7,500	
	65号給から 68号給まで	3,700	5,300	6,700	7,600	
	69号給から 72号給まで	3,800	5,400	6,800	7,600	
	73号給から 76号給まで	3,900	5,500	6,900	7,700	
	77号給から 80号給まで	4,000	5,600	6,900		
	81号給から 84号給まで	4,100	5,800	7,000		
	85号給から 88号給まで	4,100	5,900	7,200		
	89号給から 92号給まで	4,200	6,100	7,200		
	93号給から 96号給まで	4,300	6,200	7,200		
	97号給から 100号給まで	4,400	6,300	7,300		
	101号給から 104号給まで	4,400	6,400	7,400		
	105号給から 108号給まで	4,500	6,500	7,400		
	109号給から 112号給まで	4,500	6,600	7,500		
	113号給から 116号給まで	4,600	6,700			
	117号給から 120号給まで	4,700	6,800			
	121号給から 124号給まで	4,700	6,900			
	125号給から 128号給まで	4,800	6,900			
	129号給から 132号給まで	4,900	6,900			
	133号給から 136号給まで	4,900	7,000			
	137号給から 140号給まで	4,900	7,100			
	141号給から 144号給まで	5,000	7,100			
	145号給から 148号給まで	5,100	7,200			
	149号給から 152号給まで	5,100	7,200			
	153号給から 156号給まで	5,100	7,200			
	157号給から 160号給まで	5,200				
	161号給から 164号給まで	5,300				
	165号給から 168号給まで	5,300				
	169号給から 172号給まで	5,300				
	173号給から 176号給まで	5,400				
	177号給	5,400				
定年前再任用短時間勤務職員		5,400	7,200	7,500	7,700	8,000

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和七年三月二十一日

福岡県人事委員会委員長 馬場 貞仁

福岡県人事委員会規則第十三号

福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県一般職の任期付職員を採用等に関する条例施行規則（平成十四年福岡県人事委員会規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第四条の前の見出し並びに同条及び第五条を削り、第六条を第四条とし、第七条を第五条とする。

第八条中「第七条」を「第五条」に改め、同条を第六条とし、第九条を第七条とする。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡県職員の処遇等に関する条例の施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和七年三月二十一日

福岡県人事委員会委員長 馬場 貞仁

福岡県人事委員会規則第十四号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡県職員の処遇等に関する条

例の施行規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡県職員の処遇等に関する条例の施行規則（昭和六十三年福岡県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「すべて」を「全て」に改め、「通勤手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加え、「（当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員（以下「所在国勤務の外務公務員」という。）であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号。以下「外務公務員給与法」という。）の規定により配偶者手当が支給されることとなる職員については、配偶者に係る分を除く。）」を削り、「所在国勤務の外務公務員であるとした場合に外務公務員給与法」を「派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（令和八年三月三十一日までの間における経過措置）

2 この規則の施行の日から令和八年三月三十一日までの間におけるこの規則による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡県職員の処遇等に関する条例の施行規則第三条第一項の規定の適用については、同項中「扶養手当の月額を基礎として算定される給料、扶養手当、期末手当及び勤勉手当の年額と当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）の規定により支給されることとなる在勤基本手当、住居手当及び配偶者手当の年額の合計額をいう。以下同じ。」とあるのは、「扶養手当（当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員（以下「所在国勤務の外務公務員」という。）であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号

。以下「外務公務員給与法」という。）の規定により配偶者手当が支給されることとなる職員については、配偶者に係る分を除く。）の月額を基礎として算定される給料、扶養手当、期末手当及び勤勉手当の年額と当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から所在国勤務の外務公務員であるとした場合に外務公務員給与法の規定により支給されることとなる在勤基本手当、住居手当及び配偶者手当の年額の合計額をいう。以下同じ。）とする。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和七年三月二十一日

福岡県人事委員会委員長 馬場 貞仁

福岡県人事委員会規則第十五号

福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する

規則

福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則（昭和四十九年福岡県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二第二号中「就業手当又は」を削る。

第二十二條第二項中「イに該当する者に係る就業促進手当（以下「就業手当」という。）に相当する退職手当にあつては就業手当に相当する退職手当支給申請書（様式第十七号の二）に、同号ロ」を削り、「同号ロ」を「同号」に改める。

第二十二條の二中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第五十六條の三第一項第一号に該当する者に係る就業促進手当について同条第四項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、各号を削る。

様式第十七号の二を次のように改める。

様式第17号の2 削除

附 則

（施行期日）

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和七年三月三十一日

福岡県人事委員会委員長 馬場 貞仁

福岡県人事委員会規則第十七号

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則

第一条 福岡県の職員の級別標準職務を定める規則（昭和五十二年福岡県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一イを次のように改める。

別表第1 県職員給与条例
イ 行政職給料表関係

任命権者	職務の級	3級	4級	5級		6級		7級		8級			9級	
				1	2	1	2	1	2	1	3	4		
知事	機関			1		1		1		1		1		
共通			企画主査 指導主査 専門技術 指導員(乙) 船長(乙)	参事補佐 企画主幹 主幹 専門技術指導員(甲) 船長(甲)		参事		副理事						
本庁	調査員	検査員(乙) 車庫長 監視長	室長補佐 課長技術補 佐 室長技術補 佐 企画広報主 幹 広報主幹 監察員 検査員(甲) 専門調査員			室長 副課長 監察監 企画監 情報企画監 産業企画監 広報監 県政情報監 防災危機管 理専門監 地域政策監 監査指導監 検査監 建設監理監			局長 秘書室長 技術次長 職務改善 調査監 食の安全 総合調整 監 事務局次 長 水資源対 策長			会計管理 局長 理事 技監		土木審議 監
出先 機関	共通	係長 副長		課長補佐 出張所長			部長							
				総務部 公文書館 職員研修所	副館長 研修主幹		館長 次長						所長	

[illegible]

	労働者支援事務所					次長 労働主幹		所長							
	高等技術専門学校					副校長		校長							
	障害者職業能力開発校					副校長		校長							
	商工部 中小企業振興事務所					地域経済主幹		所長							
	計量検定所					次長		所長							
	関西・中京事務所					次長		所長							
	工業技術センター								副所長						
	農林水産部 農林事務所							センター長 副所長		所長					
	農林業総合試験場					次長									
	農業大学校			講師		助教授		副校長 教授		校長					
	筑後川水系農地開発事務所							所長 副所長							
	水産海洋技術センター							副所長							
県土整備部 県土整備事務所						室長 用地主幹 地域整備主幹		所長 副所長 支所長 センター長							

[illegible]

選挙管理委員会		企画主査 指導主査	参事補佐 主幹		参事								
代表監査委員		監査主査 指導主査	室長補佐 監査主幹 参事補佐 主幹		室長 副課長 参事	事務局次 長 副理事							
人事委員会		企画主査 指導主査	参事補佐 企画主幹 主幹		副課長 参事	事務局次 長 副理事							
海区漁業調整委員会		企画主査 指導主査	主幹		事務局長								

第二条 福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を次のように改正する。

別表第一イ中

検査員（乙） 車庫長 監視長	を	検査員（乙） 監視長
に改める。		

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定による改正後の福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の規定は、令和七年四月八日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和七年三月三十一日

福岡県人事委員会委員長 馬 場 貞 仁

福岡県人事委員会規則第十八号

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の管理職手当に関する規則（昭和四十年福岡県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

副課（室）長 企画監 情報企画監 産業企画監 広報監 県政情報監 防災危機管理専門監 地域政策監 監査指導監 検査監 建設監理監 参事（人事委員会が定めるものに限る。）	を	副課長 企画監 情報企画監 産業企画監 広報監 県政情報監 防災危機管理専門監 地域政策監 監査指導監 検査監 建設監理監 参事（人事委員会が定めるものに限る。）
に、		

関西・中京事務所

所 長

二 種

を

関西・中京事務所

所 長

三 種

に改める。

別表第二の一の表中

「128,900円」を「128,900円（本庁（教庁）を除く。）の部長、会計管理者又は副教育長にあつては133,600円）」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和七年三月三十一日

福岡県人事委員会委員長 馬場 貞仁

福岡県人事委員会規則第十九号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年福岡県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中「副室長」を削る。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

訓 令

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第二項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県人事委員会訓令第一号

事務局

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月二十一日

福岡県人事委員会委員長 馬場 貞仁

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程（平成十二年三月福岡県人事委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一給与公平課の部第二十二項中第九号及び第十号を削り、第八号を第十号とし、第一号から第七号までを二号ずつ繰り下げ、第三号の前に次の二号を加える。

1 第九条第二項の規定により、任命権者において扶養の事実等を認定することができるときは、その旨を決定すること。

2 第十条の二第一項の規定により、「人事委員会が定める場合」及び「人事委員会が定める日」を定めること。

別表第一給与公平課の部第二十二項第五号の次に次の一号を加える。
5 の2 第十二条の五第三項の規定により、任命権者において居住の実情を認定する

ことができる場合を定めること。

別表第一給与公平課の部第二十二項中第三十四号を第三十五号とし、第二十三号から第三十三号までを一号ずつ繰り下げ、第二十二号の次に次の一号を加える。

23 第十二条の三十三第三項の規定により、任命権者において配偶者等との別居の状況等を認定することができる場合を定めること。

別表第一給与公平課の部中第三十項を削り、第三十一項を第三十項とし、第三十二項から第四十四項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第二の一の給与公平課の部中第十五項を削り、第十六項を第十五項とする。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。